

新潟市地域活動補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 地域活動補助（第2条—第11条）
- 第3章 設備整備補助（第12条—第21条）
- 第4章 その他（第22条・第23条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が予算の範囲内において、地域住民による自主的及び主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図るとともに、豊かな地域社会の実現を目的として、地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動並びに設備の整備に要する経費に対して交付する新潟市地域活動補助金（以下「補助金」という。）について定めるもので、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 地域活動補助

（申請団体）

第2条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- （1）新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）
 - （2）新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）
 - （3）老人クラブ、PTA、NPO、その他の営利を目的としない団体（以下「その他の団体」という。）
- 2 前項第3号のその他の団体は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
- （1）市内に主たる活動拠点を有すること。
 - （2）市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として5人以上有すること。
 - （3）事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
 - （4）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
 - （5）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
 - （6）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公

職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。

(8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 第1条に規定する地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動として、補助金の対象となる事業は、協議会、自治会等又はその他の団体が行う公益活動であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 地域課題の解決を図る年度内で概ね継続して実施される活動事業で、重点分野に該当するもの(以下「A型事業」という。)

(2) 協議会広報事業に関するもの(以下「B型事業」という。)

(3) 前2号に該当しないもの(以下「C型事業」という。)

(4) その他市長の認める活動に係る事業

2 前項の重点分野は、地域福祉、教育、防災・防犯、環境美化、地域計画策定及び人口減少対策の6分野とする。

3 その他の団体が行う事業について、補助の対象となる回数は、3回までとする。ただし、これまで地域活動補助金により実施した地域課題の解決を図る活動に類似する事業を含むものとする。

(補助率)

第4条 補助対象経費の総額に対して交付する補助率は、1事業につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) A型事業 10分の10

(2) B型事業 4分の3(年度あたり1事業に限る)

(3) C型事業 2分の1

(4) 協議会が行う事業のうち、年度あたり1事業に限り、事業内容にかかわらず10分の10とする。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費の総額に前条に定める補助率を乗じて得た額は、1事業につき協議会及び自治会等は20万円、その他の団体は10万円を限度(当該事業に参加費等の事業収入、寄附金等の収入、その他の補助金収入以外の収入(以下「事業収入等」

という。)がある場合においては、申請団体の自己負担額に充当することとし、自己負担額がない場合等は、事業収入等を充当する支出項目を指定して事業支出と相殺する)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 2つ以上の小学校区を単位として構成する協議会にあつては、1事業につき40万円を限度とする。ただし、平成27年4月1日以後に小学校の統廃合があつた場合は、経過措置として、当分の間、複数小学校区扱いとし当該規定を適用する。
 - (2) 2つの協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき40万円を、3つ以上の協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき60万円を限度とする。
- 2 補助金の交付にあつては、1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(補助対象経費)

第6条 前条に掲げる補助金の対象となる経費は、当該事業に直接要するものとし、次の各号のいずれかに該当する経費は補助金の対象としない。

- (1) 補助対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助対象者の経常的な活動に要する経費(協議会は除く。)
- (3) 補助対象者の構成員による飲食を主たる目的とした会合等の飲食のための経費
- (4) 補助対象者の構成員に対する人件費

(補助対象外事業)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。

- (1) 当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- (2) 事業内容が、趣味的な活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
- (3) 当該補助事業が宗教的活動若しくは政治的活動を目的とするもの又は当該補助事業の効果が、宗教的活動若しくは政治的活動に対する援助、助長等につながるとみなされるもの
- (4) 事業内容が、本市又は他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
- (5) 事業内容が、団体から他の団体等への単なる補助となっているもの
- (6) 事業内容が、物品等の購入又は配布を主たる目的とするもの

- (7) 事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (8) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (9) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (10) これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のないもの（協議会が実施するもの及び平成30年度以降に当該補助金に統合した補助制度の助成を受けていたものは除く。）
- (11) その他の団体が、地域活動補助金により実施した地域課題の解決を図る活動で、これまでに3回実施した事業及びそれに類似するもの

(申請手続等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
 - ア 現状の課題及び事業の目的
 - イ 事業の内容
 - ウ 事業により見込まれる具体的な結果及び成果
 - エ 事業の実施予定期間
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象者の概要に関する調書（協議会、自治会等は不要）
- (4) 補助対象者の会則（協議会、自治会等は不要）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、速やかに地域活動補助（不）交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第13条の規定による報告は、事業完了後1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告があったときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、その旨を文書(別記様式第4号)により通知するものとする。

第3章 設備整備補助

(申請団体等)

第12条

- 1 補助金の交付申請を行うことができる団体は、住民相互の連帯感を深め、日頃から地域的な共同活動を行う自治会・町内会及びその連合組織、地域コミュニティ協議会(これらの団体を以下「地域団体」という。)とする。
- 2 この要綱において「設備」とは、原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品をいい、消耗品(比較的短期間に消耗する物品又は短期間に消耗しないが、その性質上、長期間使用に適しない物品をいう。)は除くものとする。
- 3 この要綱において「整備」とは、購入又は修繕(地域の祭りに関する物品の修繕に限る。)をいう。

(補助対象事業)

第13条 第1条に規定する設備の整備に要する経費に対する補助金交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域団体が、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。
 - (1) 整備に要する経費の総額が20万円未満である事業
 - (2) 補助金の交付を受ける年度内に完了する見込みがない事業
 - (3) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金及びこれに類する制度による助成を受けて実施する事業
 - (4) 営利又は特定の個人、事業者、政党若しくは宗教を利することを目的とした事業
 - (5) 団体としての規約・会則等がない団体が行う事業
 - (6) 専ら趣味や芸術等に限定した団体、又は単一の事業・活動に特化した団体が行う事業
 - (7) その他市長が適当でないと認める事業

(補助率及び金額)

第14条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の2分の1以内の額とし、千円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

ただし、補助金の額については、1団体あたり30万円を限度とする。

(補助対象経費)

第15条 補助金交付の対象経費は、地域団体が行う補助対象事業に要する経費とする。

ただし、次に掲げるものの整備に要する経費については補助金交付の対象外とする。

- (1) 建築物(簡易物置を除く)
- (2) 中古品
- (3) 車両(市長がコミュニティ活動に必要であると認めるものを除く)
- (4) 世帯内に設置されるもの(世帯内に設置されるべき特別の事情があると市長が認める場合を除く)
- (5) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

(申請手続等)

第16条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(別記様式第5号)
- (2) 収支予算書
- (3) 設備の整備に係る見積書またはその写し
- (4) 申請団体に関する調書(協議会、自治会等は不要)
- (5) 申請団体の規約・会則(協議会、自治会等は不要)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請は1団体当たり、当該年度につき1回に限るものとする。

3 申請者は、見積書の徴取及び事業の実施に際しては、市内業者に発注を行うよう努めるものとする。

(審査)

第17条 前条第1項の規定により申請のあった事業については、次条に規定する設備整備補助審査会において審査を行うものとする。

2 前項及び次条に定めるもののほか補助対象事業等の審査に関し必要な事項は別に定める。

(審査会)

第18条 市長は、補助対象事業の審査等を行うため設備整備補助審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の組織、運営等については、別に定める。

(補助金の交付決定及び通知等)

第19条 市長は、前条に定める審査の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金(不)交付決定通知書(別記様式第6号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により交付決定を行った補助事業に対して、必要な条件を付すことができる。

(実績報告等)

第20条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書(別記様式第7号)
- (2) 収支精算書
- (3) 領収書またはその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(額の確定等)

第21条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(別記様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業に係る申請者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

第4章 その他

(補助金の支払い)

第22条 補助金の支払いは、規則及び新潟市財務規則(昭和39年新潟市規則第12号)の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、令和11年3月31日までとする。
(新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付要綱の廃止)
- 3 新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付要綱(平成24年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月22日から施行し、改正後の新潟市地域活動補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(平成30年度における補助率及び金額の特例)
- 2 平成30年度に限り、防犯カメラ及びその周辺機器の整備に係る補助金の額は、第14条の規定にかかわらず、補助対象事業に要する費用の6分の5以内の額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助金の額については、防犯カメラ1台あたり25万円を限度とする。
(平成30年度における経過措置)
- 3 前項の規定の摘要にあたっては、この要綱の施行後に第16条の規定に基づき交付申請があった場合は、第14条の規定による補助金の額と前項の規定による補助金の額を比較し、いずれか大きい方の額を交付決定額とするものとする。
- 4 附則第2項の規定の適用にあたっては、この要綱の施行の際既に第19条第1項の規定に基づき交付決定をした場合は、第14条の規定による補助金の額と附則第2項の規定による補助金の額を比較し、いずれか大きい方の額を交付決定額とするものとする。この場合において、附則第2項の規定による額の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、追加交付申請書を市長へ提出するものとする。
- 5 附則第2項の規定の適用にあたっては、この要綱の施行の際既に第21条第1項の規定に基づき補助金額を確定した場合は、第14条の規定による補助金の額と附則第2項の規定による補助金の額を比較し、いずれか大きい方の額を補助金額として確定するものとする。この場合において、附則第2項の規定による額の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、追加交付申請書を市長へ提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度の補助率の特例)

2 令和3年度実施の事業に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式に対応した活動に必要な感染症対策消耗品購入経費については、第4条に規定する事業区分すべてにおいて、感染症対策消耗品購入経費に対して交付する補助率は10分の10とし、附則第4項に定める額を増額する。

(令和3年度の補助金額の特例)

3 第5条第1項の規定による補助金の額に1事業につき2万円を限度とし増額する。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額を限度とし増額する。

(1) 2つ以上の小学校区を単位として構成する協議会にあっては、1事業につき4万円を限度とし増額する。

(2) 2つの協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき4万円を、3つ以上の協議会が合同で事業を実施する場合は、1事業につき6万円を限度とし増額する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中附則第2項の改正規定は令和8年3月31日から、その他の規定は令和8年4月1日から施行する。

(令和8年度の申請手続及び審査の特例)

2 令和8年度実施の事業に限り、設備整備補助における地域の祭り・交流イベントの用に供する備品の整備にかかる申請については、第13条第2項又は第15条第1項に該当するものを除き、第16条第2項及び第17条の規定にかかわらず、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（宛先）新潟市長

代表者 住所
 団体名
 代表者 氏名
 代表者電話番号

地域活動補助交付申請書

新潟市地域活動補助金交付要綱（以下、要綱という）第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
事業の目的及び内容	
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費の総額	円
事業区分（補助率） （□にチェック）	<input type="checkbox"/> 年度内で概ね継続して実施される活動事業で、重点分野※に該当するもの ※地域福祉、教育、防災・防犯、環境美化、地域計画策定、人口減少対策（A型10/10） <input type="checkbox"/> 協議会広報事業に関するもの（B型3/4） <input type="checkbox"/> 上記以外の活動事業（C型1/2） <input type="checkbox"/> コミ協重点事業（10/10）
交付申請額	円
情報の公表の内容、方法及び時期	
確認事項 （□にチェック）	<input type="checkbox"/> 申請する事業は、要綱第7条各号に掲げる事業に該当しません。

新潟市地域活動補助金交付要綱（抜粋）

（補助対象外事業）

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。

- （1）当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- （2）事業内容が、趣味的な活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
- （3）当該補助事業が宗教的活動若しくは政治的活動を目的とするもの又は当該補助事業の効果が、宗教的活動若しくは政治的活動に対する援助、助長等につながるとみなされるもの
- （4）事業内容が、本市又は他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
- （5）事業内容が、団体から他の団体等への単なる補助となっているもの
- （6）事業内容が、物品等の購入又は配布を主たる目的とするもの
- （7）事業の主たる効果が市外で生じるもの
- （8）公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- （9）当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- （10）これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のないもの（協議会が実施するもの及び平成30年度以降に当該補助金に統合した補助制度の助成を受けていたものは除く。）

【添付書類】

- | | | |
|--------------------------|-------------------|--------------------------------|
| 1. 事業計画書 | 2. 収支予算書 | 3. 補助対象者の概要に関する調書（協議会、自治会等は不要） |
| 4. 補助対象者の会則（協議会、自治会等は不要） | 5. その他市長が必要と認める書類 | |

新 第 号 の
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 　　　　　）

地域活動補助交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助については、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額及び事業区分

円 （ 型事業 / ）

3 交付条件

- (1) 事業終了後は、1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告書には、①領収書またはその写し、②事業実施時の写真（会場の様子、参加者、講師等を確認できるもの）、③チラシ等の印刷物（「新潟市補助事業」である旨記載）、④その他事業実施を確認するために必要な書類等、を必ず添付してください。
- (3) この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (4) 事業の経費については、補助事業の趣旨に鑑み、過度・華美にならないよう十分精査した上で、適切な経費執行と経費削減に努めた実施をお願いします。
- (5) 事業計画や収支に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。
- (6) 事業を中止した場合の準備経費は、原則、補助対象外となります。

別記様式第2号（第9条関係）

新 第 号 の
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 　　　　　）

地域活動補助不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助については、下記のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 不交付の理由

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

代表者 住所

団体名

代表者 氏名

代表者電話番号

地域活動補助実績報告書

年 月 日付け新 第 号の2で交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

事業名	
事業完了年月日	年 月 日
補助金交付決定額	円
補助金交付請求額 及びその算定方法	円 (補助対象経費の実績×補助率または交付決定額－概算払額)
情報の公表の内容、 方法及び時期	

【添付書類】

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 領収書又はその写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第11条関係）

新 第 号 の
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 　　　　　）

補助金等確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する地域活動補助
について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額
円
- 3 交付済額
円
- 4 確定額
円

(2) 備品の新規性	備品が複数ある場合は、該当する項目全てにチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 新規購入 <input type="checkbox"/> 買い替え <input type="checkbox"/> 追加購入 <input type="checkbox"/> 修繕
(3) 設備の使用頻度	備品が複数ある場合は、該当する項目全てにチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 年1回以内 <input type="checkbox"/> 年2回以上 <input type="checkbox"/> 年12回以上（月1回以上）

3 1回目の審査で選定されなかった場合の意向について（※）

- 事業には着手せずに、2回目の選定を待つ
- 2回目の選定を待たずに、不交付決定を受ける

※例年7月頃に行う1回目の審査・選定により補助事業として交付決定されなかった場合、上記「事業には着手せずに、2回目の選定を待つ」を希望することができます。

なお、2回目の選定は、11月頃を目途に予算状況に応じて行いますので、希望しても交付決定されない場合があります。

また、交付決定前に着手した事業は補助対象外となりますのでご注意ください。

4 添付書類

- 収支予算書
- 設備の整備に係る見積書またはその写し
- 申請団体に関する調書（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会は不要）
- 申請団体の規約・会則（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会は不要）
- その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第19条関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

設備整備補助交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助については、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

3 交付条件

- （1）事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- （2）この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- （3）整備した設備は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- （4）整備した設備は、市長が別に定める期間を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（この「市長が別に定める期間」とは、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数とする。）
- （5）設備の整備に際して、偽りその他の不正の手段が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還し、加算金及び延滞金を納付すること。

別記様式第6号（第19条関係）

新 第 号
年 月 日

（団体名）
（代表者氏名） 様

新潟市長
（担当 ）」

設備整備補助不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助については、下記
のとおり不交付としたので通知します。

記

1 事業名

2 不交付の理由

別記様式第8号（第21条関係）

新 第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者氏名) 様

新潟市長
(担当)

設備整備補助確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する標記補助について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 確定額 | 円 |
| 4 今後支払予定額 | 円 |

「4」は、交付済額がある場合のみ記載